# 全教いぶり

15年5月号
発行
全胆振教職員組合


## 新検定制度で、教科書に領土の記述が倍増

４月６日に来年度から使われる中学校教科書の検定結果が公表されました。今回特徴的だったのは、社会科教科書(地理･歴史･公民)で尖閣諸島や竹島等の領土の記述が倍増したことです。これは、政権の強い意向を受けて、文科省が政府見解を盛り込むように求めた結果です。結果としては、全９教科 104 冊すべてが合格しましたが、自由社と学び舎(いずれも歴史)がいったん不合格となり、再申請。検定意見がついたのは６件となっています。何よりも、出版社側で新検定基準に萎縮して、政権の見解を尊重しての記述が増えたことは問題です。

## 教科書検定って何？

教職員のみなさんなら、「教科書検定」という言葉は一度は聞いたことがあると思います。「民間の教科書会社が編集した教科書を、文科省が審査する制度」がそれです。現在の検定制度は、戦時中、国定教科書で内容が画一化し、中立性が損なわれた反省などから戦後の昭和２３年度に始まりました。教科書の著作･編集を民間に任せることで、いろいろな教科書が発行されるようになる利点もありますが、逆に内容にばらつきが出たり、事実とは違う記述が生まれる危険性もあり、教育水準と適正で中立性のある内容とするために検定制度は生まれました。

検定は４年に一度のサイクルで行われ、2013 年度には小学校と高等学校の教科書が検定されています。今回合格した中学校教科書は、今年度中に各自治体の教育委員会や国立、私立の学校で採択され、来年度から実際に使われることになります。

教科書の最終的な採択権限は、市町村や都道府県の教育委員会にあります（国・私立学校では、学校長に権限があります)。それぞれの自治体には、単独あるいは複数の市町村教育委員会をグループ化した共同採択地区があります。(北海道は 24 の地区に分かれています。胆振管内は室蘭市と苫小牧市、それ以外町村の３地区）共同採択地区内では、共通の教科書を使うことが義務付けられています。地区ごとに学識経験者、保護者代表、青少年団体関係者、学校関係者（校長・教員)、教育委員会事務局職員等で構成される採択地区協議会が設置されていて、協議会から委嘱された調査員（校長、教員、指導主事等）の報告書や、各学校からの希望票の集計値等も参考にしながら、地区で採択する教科書が決定されます。

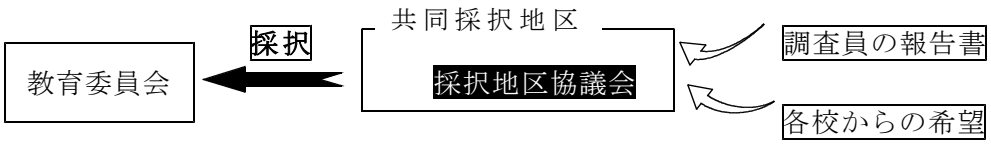


## 新検定基準で何が変わったか？

検定基準は昨年１月 17 日に改定されています。

改定の対象となるのは小中学校の社会科、高校の地理歴史と公民で、新たに(1)未確定な時事的事象について特定の事柄を強調しすぎない、(2)近現代史で通説的な見解がない場合はそのことを明示し、児童生徒が誤解しないようにする、(3)政府の統一的な見解や最高裁の判例がある場合、それらに基づいた記述とする、が加えられました。これによって、文科省自身も「新基準の影響を受けるとみられるのは、犠牲者数が諸説ある南京事件、尖閣諸島や竹島など領土に関する問題の記述など」と述べています。

文科省の教科用図書検定調査審議会でも、一部委員からは「国定教科書のようになってはいけないのではないか」と指摘されるほどの問題を抱えた内容です。

この基準で、教科書に領土記述が倍増しています。尖閣諸島と竹島など、すべての「社会科」の教科書に領土に関わる記述が入りました。その内容も、『(竹島は)日本政府が１９０５年に島根県に編入した』という記述はあるものの、韓国が「日韓併合に至植民地支配」と主張していることはないなど、一面的になっています。

戦後、連合国によって行われた『東京裁判』に関する記述では、『政府の統一的見解に基づいた記述』がないとして、２点の教科書が修正を求められました。たとえば、

【修正前】『東京裁判では、日本の政治家・軍人たちが戦争犯罪者として裁かれました。その一方で、米ソなどの戦勝国に対しては、当時の国際法からみて戦争犯罪とされるものでも、罪に問われることはありませんでした』

【修正後】『日本政府も占領終了時に、東京裁判の判決を受け入れることを表明しました』

ずいぶん簡単な記述になりました。これでは内容がよく分かりませんし、自分なりの意見を持つことはできません。

従軍慰安婦の問題についても「政府の統一的な見解がない」として、修正を求められました。このページには、他の部分にも検定意見がついたこともあり、教科書会社は元慰安婦の女性の具体的な証言や写真などを削除し、中国残留孤児などの記述に差し替えました。また、慰安婦問題をめぐり謝罪と反省を示した『河野官房長官談話』を掲載し、その下に日本政府の『慰安婦問題について軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような資料は発見されていない』という見解が加えられています。

関東大震災後の朝鮮人殺害についても「通説的な見解がないことが明示されていない」と指摘され、

【修正前】『警察･軍隊･自警団によって、殺害された朝鮮人は数千人にものぼった』

【修正後】『当時の司法省は２３０名余と発表した』こと、それから『人数については通説はない』を書き加える

この『数千人』という記述はこれまでは認められてきたにもかかわらず、今回は意見が付きました。

現行では通っていた記述が書き換えられる教科書もありました。アイヌ民族を苦しめた北海道旧土人保護法について

【修正前】『アイヌの人々の土地を取り上げ』

【修正後】『政府はアイヌの人々に土地をあたえて、農業中心の生活に変えようとした』

これでは、アイヌ民族へ国が施しをしたように感じられます。アイヌ民族への支配や同化の歴史のねじ曲げです。

## 黙っていては、国定教科書になってしまう

「特定の事柄を過度に強調しない、すべきではない」とする新基準によって、政府見解に近い形、政府の意向に近い形に教科書が導かれています。明らかな矛盾です。

一方で、検定に合格した全教科 104 点のうち 58 点が東日本大震災に関する記述を取り上げるようになりました。様々な教科で原発事故が取り上げられています。（賛否については両論併記が多いですが）政府見解が重視される中でも、世論に背を向けることはできないのです。

今年、採択の対象となる中学校教科書が 6 月 19 ～ 26 日にかけて教科書センターや学校、公立図書館で展示されます。ここでは誰でも自由に教科書の見本を見ることができます。８割近くの自治体では意見箱を設置し、学校現場や保護者の希望・意見を集めています。お近くの展示会に足を運んで、意見を書きませんか。